

ヒルズウォーク徳重園消防計画(地震防災規程)

(震災対策)

第1条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。
- エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- オ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- キ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水(1人1日あたり3リットル)	63L	
非常用食料(缶詰、乾パン等)	63食	
応急手当セット(三角布・包帯・医薬品・絆創膏・ガーゼ・はさみ等)	1セット	事務室
壊中電灯・乾電池	1台	
携帯用ラジオ	1台	

ク 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
ヘルメット	67	
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ。鉄パイプ		
ロープ	1本	
軍手	6双	

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあっては、帰宅困難等により施設内に滞留が予想される職員数及び入所者数等を満たす数量を確保する。

救助救出用資機材にあっては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(2) 地震発生時の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の間近にいる職員等は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

- ア 情報収集・伝達
 - 通報連絡班は、次のことを行う。
 - (ア) テレビ・ラジオ等により情報の収集を行う。
 - (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は入所者等に知らせる。
 - イ 警戒巡視
 - 消火班は次のことを行う。
 - (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡回する。
 - (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
 - (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。
 - ウ 避難誘導
 - 避難誘導班は、入園児等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。
 - (ア) 入園児等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
 - (イ) 入園児等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
 - (ウ) 入園児等を広域避難所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。
 - (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒步とする。

(判定会召集から警戒宣言が発令されるまでの措置)

第2条 判定会召集の情報を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオを通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。

- 3 職員及び入所者を除く施設利用者等に対して、判定会召集情報及び交通機関停止等その他の情報について放送設備により伝達し帰宅を促すものとする。
- 4 判定会召集若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第3条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

ア 休園する。

イ 入園児等は保護者へ直接引き渡すこととし、引き渡すまでの間は施設において保護する。
ウ 上記イ以外の利用者等は自主帰宅させる。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 従業員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

(2) 応急対策

消火班は、次のことを行う。

ア 火気を使用する施設・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は、入園児等が混乱しないで退場できるように誘導する。

3 開所時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条第2項第2号に定める応急対策を行う。

4 従業員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第4条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時1回	○		
正社員	月、月 朝礼時	年2回 必要な都	○		
アルバイト	採用時	採用時1回	○		
パート	就業時	必要な都		○	○
備考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項について

イ 火災発生時の対応(役割、実施事項等)について

ウ 地震発生時の対応(役割、実施事項等)について

エ 警戒宣言発令時の対応(役割、実施事項等)について

オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期
消火訓練	6月・7月
避難訓練	8月・9月
通報訓練	月・月
震災訓練	月
総合訓練	月

この地震防災規程は、従前からの消防計画に追加するものとする。